

平成 29 年度酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）

## 楽酪事業で導入する機械装置に貼付するステッカーの取り扱いについて



- ・ステッカーは、
  - ①貸付対象機械装置ごとに、
  - ②目のつきやすい場所で、
  - ③動作時にはがれにくい箇所に、貼付して下さい。
- ・本体機器を稼働させるために必要となる付属機器をあわせて申請し、一体的に導入（契約）した場合は、補助事業の対象となった本体機器及び付属機器のいずれにも貼付して下さい。

---

機械装置の導入が完了し、リース事業者への借受書を提出されたら、すみやかに実施状況報告書、支払請求書の提出をお願いします。

＝裏面の注意書きもご一読ください＝

農林水産省から以下の通り通知がありましたので、適正な事業執行にご協力をお願いいたします。

平成29年11月14日  
事務連絡

公益社団法人 中央畜産会  
副会長 姫田 尚 様

農林水産省生産局畜産部  
畜産企画課長  
畜産振興課長

### 機械を導入する際の留意事項について

平素より、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業及び酪農経営体生産性向上緊急対策事業の実施にあたりご尽力いただきありがとうございます。

両事業においては、畜産・酪農の収益力強化、労働負担軽減に資することを目的として、搾乳ロボット、搾乳ユニット自動搬送装置、自動給餌機等の機械導入を支援しているところであり、事業対象となる機械装置は既存の家畜飼養管理施設に補改修等を行った上で設置されて使用される場合があると想定されます。

このような場合、法令遵守の観点及び導入した機械装置の効果を適切に発現させるという観点から、建築基準法等の関係法令を遵守して事業を実施していただく必要があります。

上記の趣旨を周知徹底するため、特に施設との一体性が高い機械装置については、従来の指導事項に加えて取組主体等に対して下記によりご指導いただきます。

### 記

- 1 特に施設との一体性が高い機械装置の例  
搾乳ロボット、搾乳ユニット自動搬送装置、自動給餌機（自走式を除く）、自動給水機、畜舎温度制御機械装置、脱臭関係装置、集卵装置、堆肥切返作業機（自走式を除く）、ミルクパーラー、ほ乳ロボット（レール式のものに限る）
- 2 指導内容
  - ① 施設に機械装置を設置する場合は、建築基準法等の関係法令・規制等に留意し、適切に対応すること。
  - ② 導入した機械装置の効果が十分に発現されるよう必要な環境整備を行うこと。